

有効期限満了日 令和8年3月31日

熊監第145号

令和2年6月2日

懲戒処分の指針について（通達）

熊本県警察職員に対する懲戒処分については、「懲戒処分の指針の改正について（通達）」（平成31年3月29日付け警察庁丙人発第96号。以下「指針」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、ハラスメントにかかる指針の整備等のため、別添のとおり「懲戒処分の指針」が改正された。

本県警察にあっても改正指針を参考にして懲戒権を行使することとするため、各所属長にあっては、指針改正の周知徹底に努められたい。

なお、本通達の発出をもって、「懲戒処分の指針について（通達）」（平成31年4月3日付け熊監第103号）は廃止する。

※ 警察庁通達「懲戒処分の指針の改正について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。